

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月30日

大和市教育委員会

教育長 柿本隆夫

大和市教育委員会規則第1号

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

大和市教育委員会が委嘱する非常勤特別職の設置等に関する規則（平成20年大和市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表青少年相談室職員、心理カウンセラーの項及びスクールソーシャルワーカーの項中「相談員」の次に「、不登校児童支援員」を加える。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。